

ふるさとだより

2007年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

ふるさとの家



〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

(郵便振替 00930-2-50858)

E-mail: cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

ふるさとの家 30周年おめでとうございます

今朝、日本のことをいろいろと考えていたときに、ふるさとの家が今年30歳になるのではないかとパツと思いついてしまいました。調べてみるとやっぱりそうでした。1977年9月15日に新しいふるさとの家がスタートしました。もう30年がたちました。今も頑張っている皆さんに“おめでとうございます”と言いたいです。30年経ったのでいろいろと改修するところがあります。1階のいすの張替えとトイレの改修などがあります。できるだけこれからもふるさとの家の援助を続けたいと思います。皆さんも元気で頑張ってください。住民票の問題でも頑張ってください、ふるさとの家がこれからますます釜ヶ崎の方々のために拠り所になりますように皆さんの活動をお祈りと援助で応援します。

大阪はもう夏の暑さが終わったと思いますが、この間の世界陸上でドイツ選手が日射病で倒れるほど暑かったのですね。皆さんも大変だったと思います。南ヨーロッパでは日照りのため森林火災で大変だったのですが、こちら夏は涼しくて雨が多かったです。雷でひょうか大雨が降って洪水になったところも沢山ありました。こちらのワレンドルフは大丈夫でした。温暖化現象で気候がおかしくなってきたようです。

では、お元気で頑張ってください。

2007年9月6日 ドイツより



ハインリッヒ・シュヌーゼンベルグ

急に寒くなりインフルエンザも流行りだしているようですが、また野宿労働者には厳しい時期となりました。

今年も釜ヶ崎や周辺で野宿を強いられる労働者のために大阪市が年末の12月29日から年始1月7日まで入所できる臨時宿泊所を作ります。昨年からは結核検診をしないと入れなくなりましたが、今年は40歳以下は入れないとまたまた制限付きです。20代30代の方は自力で頑張ってくださいとのこと。臨時宿泊所は高齢者対象の高齢者対策ではなく、地域対策でこの地域で困っている人が誰でも入れるはずなので年齢制限なんてもってのほか、本当に憤りを感じます。(大阪市に申し入れをします)

11月30日、厚生労働省が(消費実態調査で低所得者に比べ生活保護者に高い生活費を支給している、公平化を図るとして)生活保護者の生活扶助費を引き下げる方向で報告書をまとめました。

その2日前の11月28日、働いても生活保護給付より最低賃金が低いのは問題だとして、改正最低賃金法が参議院で成立したばかりです。しかし、これも最低水準を生活保護基準に合わせるとなると生活扶助額がいじられれば、最低賃金も上がるかあいまいで、国会決議もまったく意味のないものになってしまいます。

生活保護費は家賃(家賃扶助)、生活費(生活扶助)医療費(医療扶助)などを合算して支給されますが、生活扶助については「最低生活費」と位置づけられており、それを下回る額で生活している人はもともと「健康で文化的な生活ができていない」ということなのです。そして生活扶助額が下がると生活保護額が計算基準になっている低所得世帯の住民税、所得税、保育料、保険料、授業料、貸付金制度などいろんな行政サービスが負担増になったり、制限により使えなくなる可能性があり大きな影響が出てきます。だから生活保護を切り下げるのではなく、低所得者にも差額分の生活保護を適応すべきなのです。これからも今以上に必要になる「社会保障制度」を守るために他団体とも協力しながら声をあげていきたいと思ひます。

2007
11/30
朝日(9)

生活保護引き下げ検討

厚労相「報告書もとに判断」

厚生労働省の検討会が生活保護基準の高さを指摘する報告書をまとめたことについて、舛添厚労相は30日の閣議後の記者会見で「きちんと受け止

めたらえで、来年度予算の編成過程でどう具体化するのか、政治的判断を加えなければならぬ。第一歩としてこれをもとに作業してみたい」と述べ

に決定。低所得世帯の消費支出に比べ、生活保護世帯の受給額の方が高くなっている指摘している。ただ、生活保護基準の引き下げは受給の打ち切りにつながるが、最低賃金の底上げに逆行するなど影響が大きい。舛添氏は「(報告書を)一つのたたき台として国民的議論を巻き起こす必要がある」とする一方で、「非常にきめの細かい政策緩和措置をやって、若干下がるにしても明日から立ちかなくなることは絶対に避けたい」とも話した。

厚生労働省の検討会が生活保護基準の高さを指摘する報告書をまとめたことについて、舛添厚労相は30日の閣議後の記者会見で「きちんと受け止

めたらえで、来年度予算の編成過程でどう具体化するのか、政治的判断を加えなければならぬ。第一歩としてこれをもとに作業してみたい」と述べ

に決定。低所得世帯の消費支出に比べ、生活保護世帯の受給額の方が高くなっている指摘している。ただ、生活保護基準の引き下げは受給の打ち切りにつながるが、最低賃金の底上げに逆行するなど影響が大きい。舛添氏は「(報告書を)一つのたたき台として国民的議論を巻き起こす必要がある」とする一方で、「非常にきめの細かい政策緩和措置をやって、若干下がるにしても明日から立ちかなくなることは絶対に避けたい」とも話した。



「病院にほかされた（捨てられた）」という記事で報道された患者遺棄事件。報道を聞いて「めずらしいことではないのに、なぜ報道されるのだろう、119通報したならまだましだよ」という気持ちが心の中に浮かんできた。流されまいと現場で毎日活動しているつもりでも、実際には自分で考えている以上に釜ヶ崎内の異常な事態にどこか慣れてしまっていたようだ。これはひどい事件である。釜ヶ崎の中ではなく外に遺棄され、そして遺棄された当事者が自ら声を上げたことによって「事件」としてはじめて取り上げられ、報道されたのであろう。

なにしろ釜ヶ崎ではこれまでも同様の遺棄事件はよく起きている。自力歩行できず、はって移動している方や、認知症の症状がかなり進行している方など、自力で釜ヶ崎に来ることができないと思われる方がある日、唐突に釜ヶ崎の街角に現れるのだ。そのような遺棄された方を発見した場合、その時点からの生活をどうするかという1点が何よりも優先される。そしてほとんどの場合、新たな入院先を探し、結局再入院することになる。遺棄された本人の気持ちをフォローできることはほとんど無い。なぜなら、「遺棄される」という理不尽な仕打ちに対して、自分で考えを持ち、意見を言うことが充分できない状態にあるのだ。今までどこにいたのか聞いても、記憶が無い状態だったり、遺棄されたことに当然感じるはずの怒りが全くなかったりという判断のできない状態なのだ。

後日、入院していた病院が判明して、ふるさとの家から問い合わせしてみると、退院の理由が、病状が軽快したとか、本人希望だと返答される。「入院」といってもその中身は、きちんと治療計画があるわけではなく、滞在期間はいつからいつまでというホテルのようなものだ。地域での受け入れ先など全く無い状態で病院から放り出すことへの後ろめたさなど微塵も感じていない。むしろ行き場の無い人たちを受け入れてやっているのだという傲慢さが見え隠れさえする。再入院した病院もしかり。病床に空きがあったのは別の誰かを病院から放り出した結果にすぎないのだ。

これからの越冬期にはスタッフが手薄になる病院側の都合でなんらかの形で放り出される患者がこの釜ヶ崎の中に増えてくる。その日、その時の対応に追われ、走り回ることになる。気持ちにも、時間にも余裕はない。しかし対症療法に留まらない活動こそが、今、声なき声として求められているのだと思う。これらの遺棄事件の根は深い。単純に病院のスタッフ個人の責任で終わらせられるのではなく、制度そのものの抱える欠陥を直すべく、社会全体で考えていくことが何よりも必要だろう。





地球温暖化の関係か、夏に長くて暑い日が続いていただけに、急な冬の到来は野宿を余儀なくされている人々にとっては大慌てで寒さ対策に駆けずり回っています。とにかく大阪の夏でいうと、7月31日から41日間連続の真夏日が続き、9月になってやっと最高気温が下がりました。その後も暑かったですが。

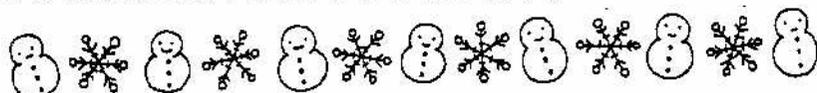
さて、日雇い労働者の街「釜ヶ崎」がある西成区は全所帯の4分の1が(1万8千)が生活保護所帯です。そのうち90%以上が1人所帯で、その大半はこの街に住んでいます。高齢化も進み、働きたくても働き口がない、身体が悪くなった人、新たに他地域から追われるようにやってきた人たちが、日雇い労働者の街であるはずのこの街で生活保護の申請をせざるをえない状況にあります。生活保護を受給している人が、すべての生活に満足しているわけではありませんが、この街には多くの同じ境遇の仲間がいて、気兼ねなどしないでよい住みやすいところなのです。

現在、釜ヶ崎やその周辺で、野宿を余儀なくされている人が、年々生活保護受給者が増えた関係もあってか、4年前の調査よりも20~30%減少しています。しかし彼(彼女)らに対する襲撃、嫌がらせは一向に減っていません。

最近Aさんは、深夜熟睡のところを連日、生卵やトマトをぶつけられ起こされました。彼を襲ったのは、バイクに乗ってやってきた高校生らしいとのこと。「一人だったら何もようしない」と憤っています。彼は50歳、ただでさえ野外での冷え込みは身体によくはない上、血圧が200を超え、体調が悪くて仕事ができず野宿をしています。

私は1週にわずかですが、2階の詰め所に座るようになって10年、皆様から送っていただいた生活用品などを、必要に応じて利用者に配布しています。「指を切ったのできずテープを下さい」「久しぶりに本田さんに散髪をしてもらったからシャンプーと石けんを下さい。」「歯医者にかかれなくてほとんどの歯が悪いが残りの歯を磨くため歯ブラシを下さい。」「着替えが手に入ったので洗剤を・・・」時には「血糖値が下がったのであめ玉を下さい」の要望にはあちこち探し回ることもあります。盆や彼岸の頃には亡くなった友人と対話をしたいから、納骨堂を開けてほしいと訪ねてくる人がいます。「つつみ君、久しぶりやなあ」とコーヒー缶を持ってきてくれる人がいます。

なんだかこまごました文になってしまいましたが、皆様の種々の支援によって「ふるさとの家」が動いているその一端を紹介しました。時にはボランティアスタッフとして関わりを持たれることをおすすめします。





ボランティア紹介



Sr別役 公子（クリスト・ロア宣教修道会）

6月より火曜日と木曜日のバサーに来てくれています。長い間、奄美大島で働いたのち大阪に来られたのですが、すごく自然になじみ、買いに来るお客さんの要望に「こんなのはどう？」と接客上手な方です。

Sr古賀 詩子（ヌヴェール愛徳修道会）

Srマリアの紹介で9月よりやはり火曜日と木曜日に京都からボランティアに来てくれるようになりました。シスターの中では若手のホープ。「わからへんことばかりではずかしいわー」が口癖の謙虚な方です。ふるさとだよりに何か書いてと言うと「え~~~~!?わたしが書くんですか？」と絶叫していましたが、快諾(?)してくださいました。(以下に掲載します)

釜ヶ崎という名前はもちろん知っていましたが今年9月に初めて訪れました。その後ボランティアとしてふるさとの家に週2回来させてもらうことになりました。屋根のない、仕事のない、お金や食べ物のない・・・必要最低限人間が持つ権利を奪われた方たちが、表向き経済大国を誇る日本にこんなにたくさん存在するなんて(むしろ経済大国だからかもしれないが・・・)。今まで自分が釜ヶ崎とはこころも体も遠いところにいたことに恥ずかしさを感じます。

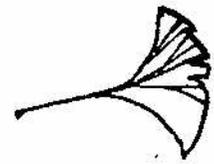
今年9月に日本に帰国する前、ヌヴェール愛徳修道会の会員になるための養成を受けるためにフランスに行っていました。その養成期間中、ホームレスの支援をしているところでボランティアをしましたが、そういった場所はそれぞれの町の中に転々とあるだけで釜ヶ崎のような規模の大きなところは本当にここ大阪だけではないかと改めて思います。

ふるさとの家に来るたびに自分の無知を感じ、色々学ばせてもらいたい気持ちでいっぱいです。そしてすべての人の人権が大事にされる日が来るよう、私もなにかしたい・・・と願っています。

ヌヴェール愛徳修道会 古賀 詩子

いつも「今、この時を」共に支えてくださる方々に感謝しています。

事務室より



☆ 2007 年度会計中間報告 (2007 年 4 月 1 日～9 月 30 日)

単位：円

収入の部		支出の部	
寄付金	8,506,747	人件費	7,044,578
	△ 1,037,381	活動費	1,434,324
		事務費	1,065,226
合計	9,544,128	合計	9,544,128

★社会福祉法人への寄付金控除について

個人＝寄付金控除、法人＝法人税法上損金算入が出来ます。

1. 寄付をした個人は、確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄付金控除が受けられます。

〈次のいずれか低い方の金額〉－〈5千円〉

イ. その年に支出した寄付金の合計額

ロ. その年の総所得金額等の 30%相当額



2. 寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入が出来ます。

- 1) 一般損金限度額〈法人税法第 37 条第 3 条第 2 項〉

資本金の金額×2.5/1000×事業年度の月数/12+当該事業年度の所得金×2.5/100×1/2(この限度内であれば、任意団体、NPO 法人への寄付も損金算入されます。)

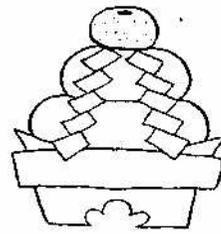
- 2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金限度額〈法人税法第 37 条第 3 条第 3 項〉

- 3) 上記 1) と 2) の限度額は併用する事が出来ます。

今年も皆様に多方面にわたり支えられふるさとの家は 1 年を過ごす事が出来ました事に感謝し、御礼申し上げます。これからもどうぞふるさとの家を見守ってくださるようお願いいたします。



ふるさとの家で必要なもの



- *特に不足しているもの 靴下(男物)・かみそり・ライター・石けん、洗剤
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着(パンツ・シャツ、新品を)
 - お菓子(誕生会に) ●お茶・紅茶、コーヒー・クリーム・砂糖
 - ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18~20cmの片手鍋(それ以外は使えません)
 - 絆創膏(バンドエイド) ●雨具(カッパ・傘)
 - タオル・歯ブラシ・マッチ
 - 運動靴(スニーカー)、大きいカバン(ポストンバック・リュック)
 - 毛布、寝袋(10月~3月の間のみ、きれいなもの、布団は使えません)

注意

- ※食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。
- ※布団、背広、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。
- その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料(化学調味料を除く)、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。宅急便などで荷物をお送りいただく際には、平日の午前10時半~午後5時までに届くように、お願いします。

